

Abeanary 通信

～トピックス～

1. 相続時精算課税の普及が戦略
2. 税務カレンダー（2023年4月、5月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

仕事はあきらめてはいけない。最後のひと押しが成否を
決めるのだ
市村清（リコー創業者）
※経営者100の言葉より引用

相続時精算課税の普及が戦略

※記事提供元：ゆりかご倶楽部「税務会計トピックス」

◆相続時精算課税制度は評判悪し

相続時精算課税制度は、贈与額が2500万円に達するまでは贈与税がかからず、2500万円を超えた部分は贈与税率20%で課税される制度ですが、贈与者死亡時の相続税は、相続時精算課税の適用を受けた受贈財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額との合算額を基に計算し、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。

なお、次に掲げるようなデメリットがあり、この制度の積極的な活用の呼びかけは少なく、利用者の数も限られていました。

◆現行相続時精算課税制度のデメリット

- (1) 暦年課税制度に戻ることが出来ない
- (2) 基礎控除の制度がなく110万円以下の贈与でも贈与税の申告が必要
- (3) 少額でも贈与税申告書の提出漏れには20%の加算税
- (4) 受贈財産が災害等で滅失しても考慮されない
- (5) 不動産だと小規模宅地の特例が使えず、不動産取得税の負担があり、登録免許税も相続時より高い
- (6) 相続税の物納には使えない
- (7) 贈与者である祖父の死亡前に相続時精算課税制度適用者である父が死亡したような場合、その相続人となる

子は、父の相続に係る相続税の負担と、承継した父の相続時精算課税制度適用による納税義務の負担との二重課税となる

◆デメリット部分解消への税制改正

今年の税制改正で、上記の(2)～(4)について見直しが行なわれることになりました。

1. 相続時精算課税制度内に110万円の基礎控除制度が設けられ、毎年の特典贈与者からの贈与額からその基礎控除が引かれるとともに、その範囲内の贈与は申告不要とされ、相続に際しては、課税価格に加算される相続時精算課税受贈財産の価額は、先の基礎控除をした後の残額となります。110万円以下の毎年贈与だったら、暦年課税の3年内贈与加算相当部分も圧縮され、より優遇です。
2. 相続時精算課税で受贈した土地・建物が相続税申告時まで災害により滅失等の被害を受けた場合は、相続税の申告での課税標準への加算額から当該被害額を減額することとされました。

今後、相続時精算課税制度の利用が大幅に増加することが予想されます。

2023年4月の税務

4月10日

- 3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月17日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

5月1日

- 公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告
- 2月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の5月、8月、11月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の1月、2月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(12月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 軽自動車税(種別割)の納付(4月中において市町村の条例で定める日)
- 固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付(4月中において市町村の条例で定める日)
- 固定資産課税台帳の縦覧期間(4月1日から20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間)
- 固定資産課税台帳への登録価格の審査の申出(市町村が固定資産の価格を登録したことを公示した日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの期間等)

2023年5月の税務

5月10日

- 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

5月15日

- 特別農業所得者の承認申請

5月31日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
- 3月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 9月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分)<消費税・地方消費税>
- 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

- 自動車税(種別割)の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)
- 鉦区税の納付(5月中において都道府県の条例で定める日)

おすすめ書籍のご紹介

聞き方の一流、二流、三流



ジャンル	スキルアップ・キャリア		
著者	松橋良紀		
出版社	明日香出版社		
定価	1,760円(税込)	出版日	2022年12月09日
評点			
総合	3.7	明瞭性	4.0
革新性	3.0	応用性	4.0

聞き上手は誰からも好かれるし、仕事もうまくいく——。これは誰もが認識していることだろう。では、具体的に何をすれば聞き上手になれるのだろうか? この疑問に答えてくれるのが本書である。

著者は『すごい雑談力』や『何を話せばいいのかかわからない人のための雑談のルール』など、雑談や話し方、聞き方のベストセラーで知られる松橋良紀氏だ。

本書には、数々の人たちの人生を変えた「聞き方」のメソッドがぎゅっと詰まっている。松橋氏は本書の冒頭で「この本を出版することで、今までの受講者のみなさんには激怒されるかもしれません。なぜなら、数万円から数十万円頂く講座の内容を紹介してしまっているからです」と語っているほどだ。

「自分はちゃんと聞いていると思う」「聞き方の本はこれまでたくさん読んできた」という人も、パラパラと目次をめくってほしい。どの項目も「三流は〇〇をする、二流は△△をする、一流は××をする」という形式で書かれており、「えっ!?!」と驚くものもいくつもあるはずだ。自分が「聞き方の一流」ではないと気づいたら、「聞き上手」への一歩を踏み出したも同然である。

- ◆◆◆詳細が気になった方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社 アビーナリーマネジメント
税理士法人 アビーナリーマネジメント
株式会社 アビーナリーネクスト



〒980-0811
仙台市青葉区一番町1-9-1
仙台トラストタワー7F
TEL: 022-225-5090
FAX: 022-225-5091
<https://abn-m.or.jp>